

犯罪被害の当事者の方からお話を伺うことについて

令和6年4月25日の令和6年度第1回宮城県犯罪被害者等支援審議会において、犯罪被害者等支援計画の策定に向け、犯罪被害の当事者の方からお話を伺ってはどうか、との御意見がありました。

つきましては、下記のとおり対応したいと考えます。

記

1 お話を聴く方

公益社団法人みやぎ被害者支援センターにおいて、当事者の方に支援や相談対応を行っている方（以下「支援等担当者」という。）

2 理由

犯罪被害の当事者の方から、お一人お一人が抱える様々な問題や想いを生の声として伺うことは大切であるものの、お話を聴くことで、その方につらい思いをさせてしまう可能性があることや、多様な事例を把握することが、より良い計画策定に資するものと考えられることから、**多くの当事者の方を直接支援**してきた支援等担当者からお話を聴くこととするもの。

3 進め方

令和6年9月19日開催予定の第3回審議会において、支援等担当者からお話を聴くこととし、計画の「中間案」の審議に活かすこととします。

なお、お話を聴いた結果、当事者の方からも直接お話を聴く必要があるような場合、令和7年度に行う審議会で再度検討を行うこととします。

■宮城県犯罪被害者等支援審議会運営要領（令和6年4月25日施行）

（意見の聴取等）

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。